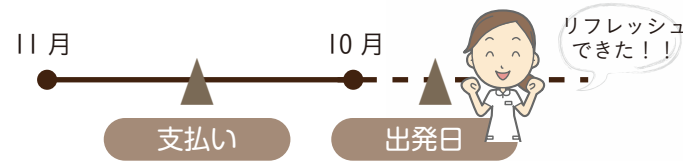


●パッケージツアー代金は全額補助対象ですか？

交通費も含んで6万円までが補助対象です。ただし、税金は含まれません。職員本人が参加することで、同行するご家族分も補助対象となります。

●出発日が11月以降のツアー代金は対象になりますか？

支払日が10月末日までが補助対象です。ただし、ツアー出発日に在籍していることが条件です。



●スポーツクラブの入会金は対象になりますか？

入会金・月会費ともに補助対象ですが、税金分は対象外です。

●薬代やインフルエンザなどの予防接種も対象になりますか？

補助対象になります。

当院外来受診費は、カフェテリアプランとは別に年間1万円まで補助が出ますので、そちらもご活用ください。



●「家族」の定義とは何ですか？

同居している親族を対象としています。育児や介護は扶養は問いません。同居している者に対して補助が受けられます。何親等かは問いません。旅行代金に限り、本人が同行していれば非同居の家族も対象です。

●個人型確定拠出年金って何ですか？ → <http://www.npfa.or.jp/401K/>

個人型確定拠出年金は、加入者本人が拠出した掛金を加入者が自ら運用を行い、その運用の結果に基づいて給付を受ける制度です。

○年金掛金の運用方法は自らが運用する自己責任の制度です

○年金の受給年齢、形態は自ら決定します

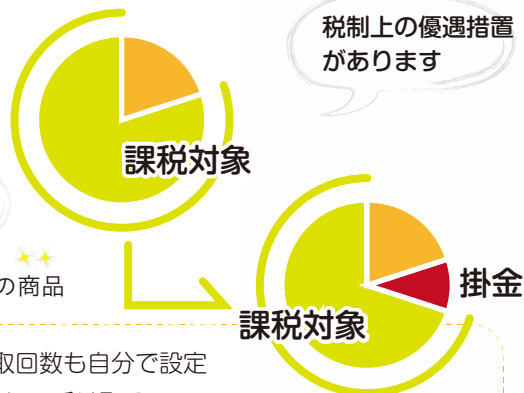
○転退職した場合は年金資金を持ち運べます

○税制上の優遇措置が受けられます

○給付は60歳から年金又は一時金で受取ります

○商品は自分で選びます

- ・元本が保障されている商品
- ・保障されていないハイリスクでハイリターンの商品



— 受給方法 —

- 年金型** 60歳以降に年金型で受給 受取回数も自分で設定
- 一時金型** 退職時または死亡時に一時金として受け取る 組み合わせて受け取る商品もあります

— 税制優遇措置 —

- 年金掛金全額が所得税控除されます
- 運用益は非課税です
- 年金受給時は公的年金控除が受けられます

— デメリット —

- 自己責任の制度です
- 途中解約、一部引き出しはできません（条件あり）
- 事務費手数料の負担があります
- 税制上の優遇措置が受けられます
- 給付は60歳から年金もしくは一時金でうけとります。
- 運用リスクは加入者本人が負うことになります。運用方法を加入者個人が決め、運用リスクは加入者個人が負うことになります。
- 事務費などの手数料は加入者が負担します。
- 国民基金連合会の事務を行うために必要な事務費は加入者が負担します。
- ①加入者の場合は、初回の掛金の内から2,777円、毎月の掛金の内から103円
- ②運用指図者の場合は、移換された資産の内から2,777円を手数料として控除します。
- ③その他に、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより負担していただきます。運営管理機関によって異なりますが、年額3,240円～5,040円程度。
- 加入者ごとの運用実績に基づいて年金額が決定するため、老後に受取る年金額が、事前に確定していません。

— 掛金について —

- 5千円以上千円単位 月額2.3万円迄
- 給与天引き
- 掛金変更は年1回のみ

●財形貯蓄って何ですか？（一般財形）

○給与天引きで積み立てます

○「一般財形貯蓄」には、利子は課税されます。

○1年経過後払い出し可能

○受け取り期間が10年以上に設定していること

○解約は3年経過後に可能

○京葉銀行への口座開設が必要です



どれも強制的に貯金できるのいいわ！

401Kと「個人年金」とは別物です！

個人年金は、保険商品の種類です。一定条件を満たすと、所得税法上及び住民税法上の優遇が受けられます。

- 受け取りが本人または配偶者
- 保険料の払い込み期間が10年以上あること
- 60歳以上で受け取ること
- 受け取り期間が10年以上に設定していること

個人年金は、年末調整で申告する保険料控除です

A small illustration of a document with a table, likely a tax form or insurance policy document.

福利厚生カフェテリアプランのご案内

福利厚生カフェテリアプランとは、あらかじめ用意した福利厚生メニューの中から、自分で好きなものを選んで利用できる制度です。

働いている一人ひとりが、現時点で求めているものは違います。また、年齢によっても、ライフスタイルは変化します。ひとつのメニューではなく、自分の年齢、家族構成、やりたいことなどに応じて、毎年自由に選んで、組み合わせて使える制度が「福利厚生カフェテリアプラン」です。



自己啓発



子供の保育・教育

資格をとってスキルアップしたい！



医療費補助



介護・援助



レジャー



資産形成

どこかに旅行に
いこうかな！



制度について

11 月を基準に 1 年間で 600 ポイントが付与されます。1 ポイントは 100 円で換算します。

途中入職の職員に対しては、入職月の翌月 1 日を起算日としてその後に到来する 10 月までの月数に 50 ポイントをかけた分が付与されます。

例

7 月 15 日に入職した場合 8 月 1 日から 10 月末まで付与 50 ポイント × 3 ヶ月

11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月 入職	8 月 50pt	9 月 50pt	10 月 50pt
------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----------	-------------	-------------	--------------

150pt 付与

対象者

常勤職員（医師を除く）

請求方法について

請求は 1 年間で 1 回です。1 年間分の領収書を請求用紙に添付し、**10 月末日**までの間に総務担当者に提出してください。

選択したメニューによっては課税対象となるため、年末調整と一緒に支給します。

事前申請が必要なメニューは、口座開設のため申請書が提出された**翌々月からスタート**となります。

事後申請のメニューは、領収書の合計金額の 6 万円を上限とし、6 万円に達しない場合は、百円未満を切り捨てます。



メニュー

	メニュー内容	助成対象	除外	附則
住宅	●住宅ローン返済補助	自己または共有の名義で行っている住宅ローン		課税
	●賃貸物件家賃補助及び管理費補助	自己の名義で賃借している住宅の家賃及び管理費		課税
資産形成	●財形貯蓄補助（奨励金）	毎月の積立額の 10%		課税
	●個人型確定拠出年金補助（奨励金）	毎月の積立額と同額まで		非課税は月額掛金 23,000 円迄
	●個人年金保険補助	毎月の積立額の 10%		課税
医療費	●人間ドック利用補助（本人・家族）	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	健康保険組合からの助成分	本人分：非課税 家族分：課税
	●医療費補助、入院差額ベッド代補助	自己負担分の診療費、薬代、入院差額ベッド代（別に定める医療費補助と合せて上限 50,000 円相当）		非課税
育児	●保育・託児所利用料補助	保育園の月額利用料		課税
	●一時保育・ベビーシッター利用料補助	保育所（園）・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した費用		課税
	●こどもの教育費用補助	お稽古ごと、各種学校の受講費、月謝		課税
介護	●介護ヘルパー利用料補助 ●デイサービス代補助	介護ヘルパー代（年間上限 50,000 円相当）		非課税
自己啓発	●資格取得費用補助	資格取得の受講料 講座の収録されたテキスト・CD・DVD 受験料 免許更新費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD 以外の教材費・材料費・道具類	職務に関連する資格取得は非課税
	●各種スクール ●通信教育費用補助	講座の受講料 講座の収録されたテキスト・CD・DVD	テキスト・CD・DVD 以外の教材費・材料費・道具類	職務に関連する資格取得は非課税
	●自己啓発用書籍 ●中古の本の購入費	現金での書籍購入費（領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記）	漫画・週刊誌・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料等ソフトウェア類のレンタル料	職務に関連する資格取得は非課税
	●旅行・宿泊・レジャー施設の利用	本人 本人と同伴する家族分	家族のみの利用 フェリー・航空券・新幹線・高速・ガソリン代などの交通費及び駐車場代（パッケージ旅行の場合は除く）	課税
文化・スポーツ・レジャー・エンターテインメント	●フィットネスクラブ、文化教室	講費、月謝		課税

※日本病院会倶楽部の無料会員メニューを利用した場合、カフェテリアプランのポイントを利用できます。

※リクエストに応じて、福利厚生として適しているかどうか検討したうえで、随時メニューを増加していきます。